

人口推計の概要及び基幹統計化について

Outline of the Population Estimates as Fundamental Statistics

久我真理子（総務省統計局）

Mariko Kuga (Statistics Bureau)

c-kenkyuu@soumu.go.jp

総務省統計局では、国内の人口の実態を把握するため、5年ごとに「国勢調査」を実施しているが、国勢調査の間の時点の人口については、国勢調査による人口を基準とした「人口推計」（各年10月1日現在、各月1日現在）を作成している。

各年10月1日現在の人口の推計は、第1回国勢調査が行われた大正9年の翌年である大正10年から行っており、「全国 年齢各歳、男女別人口」「都道府県 年齢5歳階級、男女別人口」を公表している。各月1日現在の人口の推計は、昭和25年国勢調査以降行っており、「全国 年齢5歳階級、男女別人口」を公表している。また、国勢調査の結果公表後には、前回の国勢調査との間の人口について補間補正を行い公表している。

人口推計は、国勢調査による人口を基準人口とし、その後の人口動向を「人口動態統計」（厚生労働省）による出生者数・死亡者数、「出入国管理統計」（法務省）による出入国者数、「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）による都道府県間転出入者数などの人口関連資料から得て人口を算出する加工統計である。

平成24年7月に「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）の一部が改正され、新たに外国人が住民基本台帳の対象になったことにより、外国人住民に対して住民票が作成され、25年7月8日以降住民基本台帳ネットワークシステムにおける運用が開始された。これに伴い、人口推計を作成するためのデータとして、「出入国管理統計」による都道府県別出入国者数、「住民基本台帳人口移動報告」による都道府県間転出入者数において、外国人のデータが利用可能となった。

このことから、都道府県別人口の推計方法及び集計事項の検討を行い、平成27年国勢調査による人口を基準とする「平成28年10月1日現在人口」の作成から推計方法を変更するとともに、「総人口」のみを作成していた「都道府県別年齢5歳階級別人口」の集計事項として、「日本人人口」を追加することとした。

この「都道府県別年齢5歳階級別日本人人口」を作成することにより、合計特殊出生率（厚生労働省）の算出について、より精度の高い都道府県別合計特殊出生率の算出が可能になると考えられる。

また、人口推計は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された「第Ⅱ期 公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、新たに基幹統計として整備する統計として位置づけられ、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討をし、平成28年度前半までに結論を得ることとされた。

このため、前述した「住民基本台帳法」の改正に伴い利用可能となった外国人の都道府県間移動に係るデータを用いた都道府県別人口の推計方法の検討を経た後、平成28年6月に統計委員会に「人口推計の基幹統計としての指定について」の諮問を行った。その後、同年8月には「人口推計は、全国的な政策を企画立案・実施する上で特に重要な統計であり、民間における意思決定等にも広く利用され、国際比較を行う上でも特に重要な統計と認められることから、基幹統計の要件に該当するものと考えられる。」旨、答申を得た。

これにより、人口推計は「平成28年10月1日現在人口」（平成29年4月公表）の結果から、基幹統計として公表することとなった。

本報告では、人口推計の概要と基幹統計化の経緯、新たな推計方法による「平成28年10月1日現在人口」の概要について紹介する。

[参考]

「第Ⅱ期 公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）（抄）

別表「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目3（2）人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備
現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。